

議案第26号

大野市こども家庭センター運営要綱案

令和6年3月26日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

こども家庭センターに関する事業を運営するに当たり、必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市こども家庭センター運営要綱を次のように定める。

令和6年3月 日

大野市教育委員会

大野市こども家庭センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする大野市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 こども家庭センターは、教育委員会事務局こども支援課内に置く。

(業務内容)

第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員)

第4条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

(開所日時)

第5条 こども家庭センターの開所日時は、大野市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する日を除く午前8時30分から午後5時

15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(関係機関との連携)

第6条 こども家庭センターは、関係団体、関係機関等と連携を密にし、業務を円滑かつ効果的に行うように努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(大野市子育て世代包括支援センター運営要綱の廃止)

2 大野市子育て世代包括支援センター運営要綱（令和3年3月教育委員会告示第31号）は、廃止する。